

高岡市教育委員会における高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

高岡市教育委員会における高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年高岡市条例第22号）の施行については、高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年高岡市規則第36号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（高岡市生涯学習センターの指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の廃止）
- 2 高岡市生涯学習センターの指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年高岡市教育委員会規則第2号）は、廃止する。
（高岡市生涯学習センターの指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 施行日の前日までに、廃止前の高岡市生涯学習センターの指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。